

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
6		⑥ 事実上の分納に対する牽制及び徴収の猶予制度の検討について	意見	<p>【現状・問題点】 強制徴収公債権の分納を認めること自体について法律上禁止はされていないものの、履行期限を延長する特約等に係る規定類似の分納を認める根拠規定が存在しない以上、強制徴収公債権について分納を認めるためには、履行期限を延長する特約等に係る規定の要件以上の厳格な要件審査が必要と考えられる。 強制徴収公債権である市税及び国民健康保険税の履行期限の延長を認める法令上の根拠がないことを勘案すると、履行期限の延長を明確に意思決定しない現在の実務では、同一債権について安易に複数回、分割納付の誓約を繰り返すことの正当性の根拠が問われかねない事例も存在する。また、適正な牽制の仕組みが整備されていない点でも問題であると考えられる。 事実上の分納を行う場合、実務的対応として履行延期の特約等に類する意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。</p> <p>【結果】 国税の行政判例においては、契約による延納は許されないとする判例が存在する（昭和27年8月5日最高裁判所第3小法廷判決）。この判例を踏まえると、事実上の分納の実務以外に、地方税の徴収の猶予の制度についても、実務上、検討することを要望する。</p>	<p>強制徴収公債権の徴収において、要件を満たすものは、徴収猶予制度を適用していく方針とします。 要件を満たさないものについては今後も事実上の分納を行っていくこととしますが、分納計画や履行状況のチェックをできるような仕組みづくりに取り組んでいきます。</p>	措置等を講じた	収納課	財政部	収納課	53
7	[債権番号101] 1. 市税収入及び国民健康保険税に係る未収債権について	⑦ 不納欠損処理について	意見	<p>【現状・問題点】 平成28年度に消滅時効の完成による不納欠損処理を行った事例の中で、債務者との間の交渉記録によると、平成28年度中に債務者から返済の申し出があったにも拘らず、その後に消滅時効が完成したことを理由に不納欠損処理を行っている事例が存在した。 収納課によると、債務者からの債務の承認については、債務承認書等の書類が存在しない限り、時効の中断事由として認めていないということである。しかし、口頭での返済の申し出であっても、一定の交渉記録を充実することにより債務の承認であると認められ、時効の中断効も生じる。</p> <p>【結果】 消滅時効の完成を理由に不納欠損処理を行う際には、債務者との交渉履歴から、口頭による債務承認の有無を確認した上で、消滅時効が完成しているか否かを判断することができるよう、実務上の整理を要望する。 また、債務承認書等の債務者作成の書面は、債務承認の客観的な証拠として有用であるため、債務者との交渉時に債務者から口頭で債務承認があった場合には、債務者に対し、債務承認書の提出を求めよう要望する。このような債務承認書の作成に至らない場合でも、交渉記録に債務者からの返済の申し出の際に債務の承認である旨を確認し記録として残すという実務を行われるよう要望する。</p>	<p>交渉記録に関して、債務承認の証拠とできるよう口頭の承認であっても、記録を充実させるよう努めます。 債務承認の記録の方法については、時効成立日の管理と関連するため、引き続き運用を検討します。 他の種類の債権でも同様の問題が生じるため、債権管理課から全庁に対し、債務承認の記録の充実について周知します。</p>	検討中	収納課	財政部	収納課	55
10		⑩ 相続人に対する請求について	意見	<p>【現状・問題点】 債務者が死亡した場合は、債務者の相続人が相続するものであるが、債務者が死亡した直後に相続人調査を実施せずに、一部の相続人との間でのみ交渉を行い、交渉が困難になった時点で、相続人調査を行うも相続人を特定できず完了させている。そのため、相続人の確定が、債務者の死亡から8年以上経過している事案があった。</p> <p>【結果】 債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、相続人を確定させた上で、各相続人に対して請求するよう要望する。</p>	<p>相続人の調査及び請求については、滞納額や判明財産等を考慮しつつ、徴収の見込みが高いものなど費用対効果を踏まえた上で、適切に取り組んでいきます。</p>	措置等を講じた	収納課	財政部	収納課	56

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
12	[債権番号：102] 2. 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る未収債権について	② 事実上の分納に対する牽制及び徴収の猶予制度の検討について	意見	<p>【現状・問題点】 強制徴収公債権の分納を認めること自体について法律上禁止はされていないものの、履行期限を延長する特約等に係る規定類似の分納を認める根拠規定が存在しない以上、強制徴収公債権について分納を認めるためには、履行期限を延長する特約等に係る規定の要件以上の厳格な要件審査が必要と考えられる。</p> <p>強制徴収公債権である国民健康保険料等の履行期限の延長を認める法令上の根拠がないことを勘案すると、履行期限の延長を明確に意思決定しない現在の実務では、同一債権について安易に複数回、分割納付の誓約を繰り返すことの正当性の根拠が問われかねない事例も存在する。また、適正な牽制の仕組みが整備されていない点でも問題であると考えられる。</p> <p>事実上の分納を行う場合、実務的対応として履行延期の特約等に類する意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。</p> <p>【結果】 国税の行政判例においては、契約による延納は許されないとする判例が存在する（昭和27年8月5日最高裁判所第3小法廷判決）。この判例を踏まえると、事実上の分納の実務以外に、国民健康保険料等の徴収の猶予の制度についても、実務上、検討することを要望する。</p>	<p>強制徴収公債権の徴収において、要件を満たすものは、徴収猶予制度を適用していく方針とします。</p> <p>要件を満たさないものについては今後も事実上の分納を行っていくこととしますが、分納計画や履行状況のチェックをできるような仕組みづくりに取り組んでいきます。</p>	措置等を講じた	保険年金課	市民生活部	保険年金課	63
15	⑤ 不納欠損処理と収納システムへの反映処理について	意見	<p>【現状・問題点】 現在の不納欠損処分スケジュールは、12月末に不納欠損処分の対象となる候補の債権を国保滞納管理システムからリストで出力し、1月に保険年金課職員の滞納整理担当が1件ずつ、債権放棄案件になるものとそうでないものとを峻別する。</p> <p>そのような作業を経て、債権放棄し不納欠損処分を行う対象債権を確定し、3月までには国保滞納管理システムに不納欠損処分対象債権の処理を行っている。しかし、収納管理システムには自動的に反映しない仕組みとなっている。したがって、11の出張所では収納管理システムしか確認できないため、不納欠損処分対象債権に係る滞納者が当該債権の納付を行った場合、出張所ではその不納欠損処分の対象として国保滞納管理システムに反映した債権であっても、収納してしまう可能性が高い。</p> <p>【結果】 不納欠損処分対象債権に係る債務者の納付に対して、現在、3月までの対応とその後の出納整理期間での対応に合理性がないことから、次のような改善案を検討されるよう要望する。</p> <p>i 国保滞納管理システムに反映した不納欠損処分対象債権の処理状況を収納管理システムにも同時に反映することができるよう、システム改造等の可能性を検討すること。</p> <p>ii 不納欠損処分のタイミングを現在の年間1回から、消滅時効の期間が経過した月で不納欠損処分の意思決定を行い、併せて国保滞納管理システム等へ反映させること。</p> <p>iii システム改造等を行うことができない直近の状況の中では、不納欠損処分対象債権に係る債務者の納付があった場合には過納金としての扱いに統一すること。すなわち、現在の出納整理期間での処理方法に統一すること。</p>	<p>収納管理システムへの反映に関するシステム改修を平成30年11月30日に実施し、出張所とのタイムラグの問題は解消しました。</p> <p>不納欠損に関する月ごとのシステム入力及び不納欠損処分対象債権の納付による処理方法の問題に関しては、システムの大幅な改修が必要になると考えられるため、引き続き関係各課との協議を進めます。</p>	検討中	保険年金課	市民生活部	保険年金課	66	

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
22	[債権番号：103] 3. 介護保険第1号被保険者保険料(普通徴収)に係る未収債権について	⑤ 事実上の分納に対する牽制及び徴収の猶予制度の検討について	意見	<p>【現状・問題点】 強制徴収公債権の分納を認めること自体について法律上禁止はされていないものの、履行期限を延長する特約等に係る規定類似の分納を認める根拠規定が存在しない以上、強制徴収公債権について分納を認めるためには、履行期限を延長する特約等に係る規定の要件以上の厳格な要件審査が必要と考えられる。 強制徴収公債権である介護保険第1号被保険者保険料(普通徴収)の履行期限の延長を認める法令上の根拠がないことを勘案すると、履行期限の延長を明確に意思決定しない現在の実務では、同一債権について安易に複数回、分割納付の誓約を繰り返すことの正当性の根拠が問われかねない事例も存在する。また、適正な牽制の仕組みが整備されていない点でも問題であると考えられる。 事実上の分納を行う場合、実務的対応として履行延期の特約等に類する意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。</p> <p>【結果】 国税の行政判例においては、契約による延納は許されないとする判例が存在する(昭和27年8月5日最高裁判所第3小法廷判決)。この判例を踏まえると、事実上の分納の実務以外に、介護保険第1号被保険者保険料(普通徴収)の徴収の猶予の制度についても、実務上、検討することを要する。</p>	強制徴収公債権の徴収において、要件を満たすものは、徴収猶予制度を適用していく方針とします。 要件を満たさないものについては今後も事実上の分納を行っていくこととしますが、分納計画や履行状況のチェックをできるような仕組みづくりに取り組んでいきます。	措置等を講じた	高齢者支援課	保健福祉部	介護保険課	80
23		⑥ 保険料未納者に対する給付制限について	意見	<p>【現状・問題点】 介護保険は、国や市町村等からの公費とともに被保険者が納める保険料を財源として運営されており、保険給付の制限により滞納者とその他の被保険者との間の公正性を図ることの重要性を勘案すると、1年以上の滞納が発生した場合には「支払方法の変更」措置を、1年6ヶ月以上の滞納が発生した場合には「支払の一時停止」措置を実施する必要がある。</p> <p>【結果】 保険料未納者に対する給付制限については、滞納に対する一定の効果がある。財産調査や迅速な滞納整理ができる体制を整備し、介護保険料を納付するだけの資力がありながら、納付しない滞納者に対しては給付制限措置を適用する等、法令の趣旨に則した運用ができるような仕組みづくりに検討するよう要望する。</p>	改めて近隣市の調査をしたところ、1年以上の滞納が発生した場合の措置の実施は確認できましたが、1年6か月以上の滞納者に対する措置を実施している市町村はありませんでした。「支払いの一時停止」は介護サービスの利用抑制につながり、状態が悪化する可能性が高いことから今後も近隣市の動向を踏まえ、慎重に判断していきます。1年以上の滞納者についての措置は、既に実施している2年以上の滞納に対する措置の事務を参考に、令和2年度中に体制を整えます。また、令和3年度からは、制限対象とならないように、時効予告書の発送を増やし早期の滞納解消を促すとともに、口座振替勧奨による滞納の抑制に努めます。	措置等を講じた	高齢者支援課	保健福祉部	介護保険課	82
37	[債権番号：201] 1. 生活保護費返還金債権に係る未収債権について	② 履行延期の特約等について	意見	<p>【現状・問題点】 強制徴収公債権の分納を認めること自体について法律上禁止はされていないものの、履行期限を延長する特約等に係る規定類似の分納を認める根拠規定が存在しない以上、強制徴収公債権について分納を認めるためには、履行期限を延長する特約等に係る規定の要件以上の厳格な要件審査が必要と考えられる。 強制徴収公債権である平成26年7月分以降の生活保護法第78条に係る生活保護費返還金債権(以下、「法第78条に基づく返還金等」という。)の履行期限の延長を認める法令上の根拠がないことを勘案すると、履行期限の延長を明確に意思決定しない現在の実務では、同一債権について安易に複数回、分割納付の誓約を繰り返すことの正当性の根拠が問われかねない事例も存在する。また、適正な牽制の仕組みが整備されていない点でも問題であると考えられる。 事実上の分納を行う場合、実務的対応として履行延期の特約等に類する意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。 なお、生活保護制度の目的から、法第78条に基づく返還金等については、生活保護特有の事情を加味した上で、より慎重な対応をされたい。</p> <p>【結果】 国税の行政判例では、契約による延納は許されないとする判例が存在する(昭和27年8月5日最高裁判所第3小法廷判決)。この判例を踏まえると、事実上の分納の実務以外に、徴収の猶予についても、実務上、検討する必要があるものとする。</p>	強制徴収公債権の徴収において、要件を満たすものは、徴収猶予制度を適用していく方針とします。 要件を満たさないものについては今後も事実上の分納を行っていくこととしますが、分納計画や履行状況のチェックをできるような仕組みづくりに取り組んでいきます。	措置等を講じた	生活支援課	保健福祉部	生活支援課	112

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
58	[債権番号：205] 5. 児童扶養手当返還金に係る未収債権について	② 不正利得の認定について	意見	<p>【現状・問題点】 事実婚認定や年金受給によって資格要件を喪失したことを認識して故意に届け出なかった場合には、その後の児童扶養手当は不正利得にあたる。不正利得の場合には、児童扶養手当法第23条に基づき強制徴収が可能となることから、返還金が不正利得によるものか否かを認定することは、債権管理上重要であると考えられる。 しかし、所管課において不正利得によるものであるか否かの十分な検討は行われおらず、事実、不正利得と認定された事例は過去に1件もない。</p> <p>【結果】 資格要件の喪失の届出を行っていなかったことが後で判明した場合に、それが故意によるものであることを裏付けることは容易ではないと考えられる。しかし、不正利得の認定が困難であることをもって、不正利得によるものであるか否かの十分な検討を行わないことは適当ではなく、不正利得によるものであるか否かの十分な検討を行えるような仕組みのあり方を検討し、構築するよう要望する。 例えば、児童扶養手当の受給申請書や現況届に、資格要件の喪失事由を列挙した上で、該当する状態になったら直ちに届け出る旨及び届け出なかったら不正利得と認定され、強制徴収の対象となることに異議は申し立てない旨の誓約文を入れ、署名を取っておくこと等が考えられる。</p>	<p>児童扶養手当の不正利得について、申請時の事前説明にて配布する制度案内の書類に資格喪失事由を列挙し、該当する事由が生じた場合、直ちに届け出ること、また届け出をせずに受給を継続すると不正受給とみなされる可能性がある旨等についての説明を行い、申請者に署名を求めるよう対策を講じています。 令和元年に発生した返還金のうち、不正受給として認定したケースが1件初めて生じました。事実婚により資格喪失の申し出を行う必要があると知りながら届け出をせず、子の出産による増額申請まで行っていたため、明らかに悪質であると判断したためです。本ケースについては延滞金が発生することを受給者にも説明した上で、返還金の督促を行っています。 上記のように、発生した返還金が不正利得に該当するのかどうか、個々に検討を重ねた上で今後も事務手続きを進めていきます。</p>	措置等を講じた	こども福祉課	こども部	こども福祉課	147
63		⑦ 徴収停止処分及び不納欠損処分について	意見	<p>【現状・問題点】 児童扶養手当返還金については、債務者が無資力に近い状況にあるにも拘らず、多額の債務を負っている事例が少なくないことから、回収可能性が相当低いと考えられる債権が少なからず存在する。一方で、児童扶養手当返還金については、こども福祉課において、徴収停止処分及び不納欠損処分の必要性について特段検討されておらず、また、過去に徴収停止処分及び不納欠損処分が行われた実績もないということであった。 このような資産を適時に帳簿から除外するような事務が構築されていない点で、事業の有効性・効率性及び財務報告の適正性を確保するための内部統制が有効に整備されていないと言わざるを得ない。</p> <p>【結果】 債権回収に向けた措置を講じることが困難な事情がある場合には、所定の手続を踏まえたうえで不納欠損処分や徴収停止処分を講じることを検討するよう要望する。</p>	<p>債権回収に向けた措置を講じることが困難な事情がある場合には、所定の要件を満たしたうえで、徴収停止、履行延期処分及び債務免除を行っていくものとし、その結果として債権が消滅した場合は不納欠損処分を行います。</p>	措置等を講じた	こども福祉課	こども部	こども福祉課	152
67	[債権番号：206] 6. 児童手当返還金及びこども手当返還金に係る未収債権について	④ 不納欠損処分に係る起案について	意見	<p>【現状・問題点】 平成28年度の児童手当及びこども手当の不納欠損処分に係る起案書類一式を査閲したところ、「起案書(表紙)」と、添付書類の「歳入不納欠損調書」の双方に同じ査閲者、決裁者の押印がされており、決裁印が重複していた。一方、歳入不納欠損調書には副市長の押印がなく、歳入不納欠損調書の押印は不完全なものとなっていた。</p> <p>【結果】 不納欠損処分の正当性確保という事務の有効性を損なわない限りにおいて、書類作成・押印事務の無駄は排除すべきである。そのため、他の債権所管課における事務も参考しつつ、不納欠損処分における「起案書(表紙)」と「歳入不納欠損調書」の位置づけを再度整理するよう要望する。</p>	<p>不納欠損処分における起案書と歳入不納欠損調書の位置づけについて、原則として財務規則上の様式である決議書で意思決定を行うものとしませんが、合議先が多い場合など必要に応じて起案用紙も活用し、事務を進めます。</p>	措置等を講じた	こども福祉課	こども部	こども福祉課	162
91	[債権番号：303] 3. 生活一時資金貸付金に係る未収債権について	② 債務引受について	意見	<p>【現状・問題点】 平成28年度における柏市生活一時資金貸付金についてその管理状況を調査したところ、債務者の元配偶者から返済する旨の申し出があり、平成28年度からは、納付書を元配偶者の住所へ送付しているものがある。 債務者の元配偶者等の第三者が返済することを承認したときは、債務引受を適時適切に実施する必要がある。 債務引受の方法には、重畳的債務引受と免責的債務引受があるが、従来の債務もそのまま存続しながら、新たに債務を引き受ける債務引受人が当初の旧債務者と連帯して同一内容の債務を負担する重畳的債務引受による方法が望ましい。</p> <p>【結果】 債務者以外の第三者が返済することを承認したときは、債権者が負っている債務を第三者が債務者に代わって引き受ける債務引受を行うよう要望する。</p>	<p>債務引受という手段の活用も債権管理の選択肢の一つに含め、第三者が債務の返済を承認した場合には、事実ごとに判断していきます。</p>	措置等を講じた	生活支援課	保健福祉部	生活支援課	201

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
110	[債権番号：307] 7. 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に係る未収債権について	⑥ 長期かつ高額滞納案件の分納誓約の要件について	意見	<p>【現状・問題点】 市営住宅等使用料について、長期かつ高額滞納金が発生しているものについて、柏市が弁護士に債権回収等の業務を委任している案件があり、当該案件については履行延期の申請後、分納申請を行う際に、次のいずれかの事実が発生した場合は、市営住宅入居の賃貸借契約が当然に解約となることに同意し、速やかに明渡を行うほか、分納による期限の利益を喪失し、滞納金額全額を直ちに一括で支払うことに同意することとしている。 i 上記分納の支払いを5回以上遅滞し、かつその額が合計〇〇万円以上に達したとき。 ii 今後新規に発生する市営住宅使用料の支払いを遅滞し、その額が3か月に達したとき。 しかし、上記の2つの要件の何れかという条件では、結局、何れかの要件に該当する直前まで納付をしなくても、分納申請をした債務者は期限の利益を喪失する等の不利益を受けないこととなっている。</p> <p>【結果】 滞納の状況が長期でかつ多額の債務を負っている債務者との交渉において、債権管理室から委任を受けた弁護士が提示する分納の合意事項(賃貸借契約の解除・明渡及び期限の利益の喪失等の要件)について、その要件の限界まで直ちに滞納し、その後は分納の金額を継続して納付するような債務者に対しては、より厳しい条件(2つの要件につき、分納額と新規納付額に係る滞納許容額の合計額を制限する方法等)を検討するよう要望する。</p>	分納誓約の要件について、議会や裁判所において認められた条件であって、繰り返し滞納ができるものではないため、現行の条件をより厳格なものへの変更は行わないこととしました。現状違反をしているわけではなく、納付は進んでいますので、今後も現行の条件により債権管理を進めることとします。	措置等を講じない	住宅政策課 債権管理課	都市部 財政部	住宅政策課 債権管理室	233
118	[債権番号：309] 9. 柏市高等学校等入学準備金貸付金に係る未収債権について	② 償還計画の見直し内容について	意見	<p>【現状・問題点】 償還計画の見直しの際には、履行延期の特約の手続が必要であるが、履行延期の特約の手続に必要な法令上の要件を十分に満たしていない。履行延期の特約の手続を採る場合には、債務者の資力の状況に応じて、履行可能な償還計画を立てる必要がある。 償還計画を立てる際及び見直し時には、債務者から、課税証明書等の収入又は所得が記載された書類の提出を受けるか、または償還計画が終了するまでの間、市民税課等市役所の他の課で把握することができている情報について閲覧・利用することによって収入を把握している。他方で、各回の納付額については、債務者からの申し出のあった金額を基準に決定しており、債務者の支出の状況を必ずしも正確に把握することができていないことから、債務者が履行困難な金額を申し出ている場合、それに基づいた償還計画が設定される可能性がある。</p> <p>【結果】 今後、償還計画の見直しを行う場合には、履行延期の特約の手続に則り、債務者の支出状況の把握も含め、債務者の資力に応じた履行可能な返済計画を立てるよう要望する。</p>	分納の申出を受けた場合や金額の見直しを行う場合は、原則として債務者の収支を確認するための書面の提出を求めることとします。 本件の柏市高等学校等入学準備金貸付金においては、償還計画確約書の添付資料として収支状況調査票を導入し、債務者の支出状況等を把握するよう事務を改善しました。 なお、償還計画の履行困難な金額を申し出ている場合であっても、減額は求めず不履行時に対応していくものとします。	措置等を講じた	学校教育課	学校教育 部	学校教育課	249
123	[債権番号：309] 9. 柏市高等学校等入学準備金貸付金に係る未収債権について	⑦ 生活保護費受給者からの回収について	意見	<p>【現状・問題点】 柏市高等学校等入学準備金貸付金の債務者が、生活保護を受給している場合においても、生活保護費を原資として返済を受け付けているものが存在する。この案件は他市へ転出した債務者が、転出後生活保護費を受給するようになり、自らの申し出により返済をするようになった案件である。 しかし、生活保護費は、最低限度の生活を維持するための費用であり、借入れに対する返済を予定して支給されているものではなく、上記のような特別な事情があったにせよ生活保護費から返済を受け付けることは、最低限度の生活を侵害し、自立を妨げるおそれが生じ得る。</p> <p>【結果】 生活保護費受給者からの返済を受け付けるか否かについて、本人が申し出た返済額や返済期間等に無理はないか、当該生活保護費受給者から返済を受けることに合理性があるか等を判断する際の基準を設定することを要望する。</p>	生活保護受給者からの徴収に関しては、他の種類の債権とも共通する問題であるため、全庁的な検討を行い、生活保護受給者から生活保護費を原資として徴収する債権と徴収しない債権を区分することとします。今後は具体的な区分について、債権管理課を中心に各債権の性質を踏まえ検討を進めます。	検討中	学校教育課	学校教育 部	学校教育課	251
125	[債権番号：309] 9. 柏市高等学校等入学準備金貸付金に係る未収債権について	⑨ 法的手続の実施について(意見)	意見	<p>【現状・問題点】 債権管理室による法的手続は進んではいないものの、滞納している全件ではない。滞納している16件のうち、1件については既に消滅時効が完成している可能性が高く、2件については一度消滅時効が完成し、その後に債務者から時効の利益が放棄されているものの、保証人に対しては消滅時効が完成している。 債務者に滞納が生じた後、速やかに地方自治法施行令第171条の2に則り、訴訟手続による債務名義の取得等の法的手続を実施していれば、消滅時効の完成を遅らせることが可能であった。</p> <p>【結果】 今後、滞納している債務者に対して、債権管理室と協力し、速やかに法的手続を採るよう要望する。</p>	全ての滞納者について法的手続を採ることは費用対効果に見合わないため、催告を強化した上で、催告に反応がない者のうち、「すでに強制執行の対象とする収入や財産が判明している案件」や「収入や財産は判明していないが滞納額が高額で消滅時効が近い案件」に限って法的手続きを行っていきます。	措置等を講じた	学校教育課	学校教育 部	学校教育課	252

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
141	[債権番号：313] 13. 学校給食費に係る賄材料収入に係る未収債権について	イ. 個別催告の実施について	意見	<p>【現状・問題点】 学校給食センターでは平成23年度までは臨戸による催告を実施していたが、期待された成果が得られなかったこと、当時から今日まで老朽化が著しい学校給食センターの施設、設備の維持管理等、環境の整備等に追われていることで、臨戸による催告は中止し、文書による一斉催告のみで対応している。</p> <p>学校給食センターは児童・生徒に対し、安全で良質な学校給食を提供する責務があるため、学校給食費賄材料収入の徴収も位置づけられる。今後は、より一層、滞納債権の納付促進に向け、積極的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【結果】 学校給食センターは、自らが所管する卒業生の滞納者に対して、電話による催告を再開し、また、沼南地域の小中学校の在校生に係る賄材料収入の滞納管理について、各学校の徴収者の支援を強化するよう要望する。</p>	卒業生の滞納者については、滞納債権の納付促進に向けて、電話を含めた十分な催告を行っていきます。また、時効の中断事由の精査及び私債権等管理の手引きで規定する十分な催告を行った上で、接触できなかった案件や時効が完成しているのに援用の意思を示さなかった案件に関しては、債権放棄及び不納欠損を行い、適切な債権管理に努めてまいります。 在校生に係る滞納管理については、今後も滞納情報の共有を図り、各学校だけで対応することが難しいような案件等に対しては、学校給食センターも含めて対応していきます。	措置等を講じた	学校給食センター	学校教育部	学校給食センター	288
144		オ. 会計に係るシステムの改善について	意見	<p>【現状・問題点】 特別会計での会計処理を行うに当たって、学校給食センターは沼南地域の11校の小中学校から、随時、学校給食数の変動に関する情報を紙媒体により入手し、表計算ソフトにより賄材料収入の調定データを集計している。また、賄材料収入の入金状況等に係る財務記録を紙媒体で毎月入手し、表計算ソフトにより学校給食費賄材料収入の債権管理を行っている。</p> <p>具体的には7種類の表計算ソフトのワークシートを使用しており、それらのワークシートうち2つのワークシートは自動計算が設定されているが、他の5つのワークシートはデータが自動的に反映されるわけではなく、職員の手入力に頼っているため、職員の作業負担が少なくなく、また、二重入力や転記ミス等の危険性も存在し、現在の体制では職員間相互の事務執行に対する牽制も難しいものと考えられる。</p> <p>【結果】 予算の手当が必要になる等の様々な制約はあるが、短期的に事務を改善することができる業務と中長期的に改善を行う必要がある業務を明確にし、現在の学校事務の改善の仕組みの中で、現場のノウハウ等により、学校給食センターへの提出データの自動読み込みや複数の財務台帳の統一的なデータ反映等の検討を行うよう要望する。</p>	システム化については、令和2年度に学校給食のあり方の方針を決定し、その後私費会計の学校給食費等の公会計化を含めた会計方式の統一とあわせて検討していきます。なお、現状の債権管理における事務改善及び会計方式の統一による会計業務の負担軽減を図るべく調査・検討を進めていき、債権管理における効率的なシステムや体制づくりに取り組んでいきます。	方針提示	学校給食センター	学校教育部	学校給食センター	290
147		② 沼南地域における小中学校での賄材料収入の債権管理(在校生対象)について	イ. 交渉記録の様式内容について	指摘意見	<p>【現状・問題点】 学校給食センターは平成26年9月1日付けで「給食費未納者との折衝記録の保存について」の文書を各小中学校に対して配付している。その文書には、給食費未納の保護者との折衝経過等について必ず記録を残すことの徹底が要請されているが、各小中学校において交渉記録は適切に整備されていない可能性が高い。</p> <p>賄材料収入を過去に滞納した卒業生等の債権を所管する学校給食センターでは、個人別の債権管理台帳である「過年度未納台帳(個人別台帳)」に詳細な交渉記録が整備されている。当該台帳の様式を使用し管理様式の形式的な統一を図り、未収債権の少額訴訟の際の証拠の提示に際して、容易に明示することができるよう整備する必要がある。</p> <p>【結果】 学校給食センターの「過年度未納台帳(個人別台帳)」等の記載事例を参考にして、各小中学校における交渉記録の様式を定められたい。</p>	督促や催告、交渉経過については、全庁的な方針として必ず記録を残すこととしました。 給食費未納者との記録についても、各学校へ説明を行い、学校給食センターと同様に対応することとしました。	措置等を講じた	各学校 学校給食センター	学校教育部	各学校 学校給食センター
151	③ 柏地域を中心とする小中学校での賄材料収入の債権管理(在校生対象)について	イ. 交渉記録の様式内容について	指摘意見	<p>【現状・問題点】 柏地域を中心とする小中学校の賄材料費の滞納管理の中では、統一的な交渉記録の記載方法は存在しない。しかし、その交渉記録は最終的に法的措置に訴える場合に重要な証拠として取り扱われるものであるため、各学校においては交渉記録の様式の不備や記録内容の質には十分留意しなければならないものと考えられる。</p> <p>【結果】 学校給食センターの「過年度未納台帳(個人別台帳)」及び柏市債権管理条例施行規則第2条の記載事例を参考にして、柏地域を中心とする各小中学校においても、交渉記録の様式を定められたい。なお、交渉記録に係る統一的な様式について、各学校で定めることが難しい場合、学校給食を所管する学校保健課等が支援し、協力してその様式の統一した策定を図られるよう要望する。</p>	督促や催告、交渉経過については、全庁的な方針として必ず記録を残すこととしました。 給食費未納者との記録についても、各学校へ説明を行い、学校保健課が策定した様式で対応することとしました。	措置等を講じた	各学校 学校保健課	学校教育部	各学校 学校保健課	301

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ	
152	[債権番号：313] 13. 学校給食費に係る賄材料収入に係る未収債権について	③ 柏地域を中心とする小中学校での賄材料収入の債権管理(在校生対象)について	ウ. 効果的な債権回収事例の共有と改善の仕組みの構築について	意見	<p>【現状・問題点】 柏地域を中心とする一部の学校では、文書による分納計画を取交し、回収の努力を行っていた。このような滞納債権の回収努力の効果的な事例は、地域の違いや会計処理方法の違い等に拘らず、他の小中学校においても積極的に取り入れることが必要であると考える。 債権回収事務に係る効果的な事例や創意工夫の方策について、学校保健課はこれまで具体的に把握してこなかったが、今後は、会計制度の方式の統一の課題も控えているものと考えられ、学校保健課においても、各小中学校との意思疎通を密にし、私費会計での会計処理の実態を的確に把握し、他の小中学校にその効果的な事例とノウハウを共有させていくことも必要であるとする。</p> <p>【結果】 例えば、催告書発送時の封筒の色の工夫や分納誓約書の入手、就学援助金の申請に際して、滞納分への充当に係る任意の同意を得るなど、一部の学校で実施している効果的な債権回収事務の事例を他の小中学校においても活用することができるよう、小中学校の横の連絡会議等において、その仕組みを情報共有し、自発的な改善活動のテーマとして取り上げ、更に効果的な仕組みに改善していくことを要望する。 また、学校保健課においては、今後の会計方式の統一を目指して、小中学校の実態を的確に把握し、私費会計における賄材料収入の回収努力に対する支援を行うよう要望する。</p>	各学校の給食費の納入状況については各種調査において把握に努めております。 また、債権回収の効率的な仕組みづくりとして、関係部署との連携を図りながら、児童手当からの徴収など効率的な徴収に係る取組を開始します。 なお、令和2年度に学校給食のあり方の方針を決定し、その後公会計化を含めた会計方式の統一について検討を進めてまいります。	措置等を講じた	各学校学校保健課	学校教育部	各学校学校保健課	302
155	[債権番号：314] 14. 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収債権について	① 違約金について	イ. 潜在的な違約金債権について	意見	<p>【現状・問題点】 長期滞納者については潜在的な違約金が膨れ上がっており、仮に不納欠損処理等により元利金が消滅したとしても、その時点で新たに多額の違約金債務を負うことになる。しかし、長期滞納となっている原因が生活困窮であり、債務者の資力が乏しいことが想定されることから、潜在的違約金債務を全額回収することは必ずしも現実的であるとは言えない。</p> <p>【結果】 長期滞納者の潜在的な違約金について、回収不能が見込まれるのであれば、元利金が消滅した後、適時に徴収停止、不納欠損処理を行うよう要望する。 なお、この違約金の取扱いについては、総合的意見(第3Ⅱ)においてもより現実的な対応に関する意見を述べているため、措置に当たっては参考とされたい。</p>	平成30年6月に監査対象部署全部署で今後の検討方法等に関して協議を行い、その後、本件については複数部署に関する指摘(意見)であることから、関係各課による検討会の場などで協議を行っています。引き続き、論点や法解釈、課題の整理、実務改善の方法など、債権管理課を中心に対応を検討します。	検討中	こども福祉課	こども部	こども福祉課	311
163	[債権番号：316] 16. 高額療養費資金貸付金に係る未収債権について	② 徴収の不公平について		意見	<p>【現状・問題点】 市所管課は、平成25年度から、先行して5名の債務者に対して、貸付金の返還を求め、うち1名からは貸付金元本全額の返還を受けている。他方で、他の4名については、納入通知及び督促状が到達しているものの、債務者から反応はなく、1円も返還は行われていない。 この点、平成29年度の消滅時効に関する判断の変更によれば、当該5名についても、返還請求を行った時点で、消滅時効が完成していた。貸付金は私債権であり、債務者から消滅時効の援用がない限り、債権が消滅しない以上、消滅時効完成後に債務者に請求を行うことも、債務者から返済を受けることも、法律上問題はない。 しかし、5名を除く債務者に対しては、平成29年度の消滅時効に関する判断の変更に伴い返還請求を行っておらず、結果として、債務者間で不平等な取り扱いが生じている。特に、貸付金元本全額の返還に応じた債務者との関係では、速やかに返還に応じた債務者だけが経済的な不利益を被るという結果が生じている。更に、貸付金元本全額の返還に応じた債務者については、貸付金元本を全額返還した時点で、年5分の割合による遅延損害金が確定し、今後、当該遅延損害金も返還の対象となる。</p> <p>【結果】 貸付金元本全額の返還を行った債務者との関係で、他の債務者との平等な取り扱いの観点から、既に発生している遅延損害金については、債権放棄の対象として検討するよう要望する。</p>	私債権は遅延損害金を徴収する方向で全庁的な検討が進んでいますが、過去には遡及せず徴収開始年度を決めた上で、新規に発生した債権のみ遅延損害金を徴収することとしました。 本貸付金は制度が終了しており新規債権の発生がないため、遅延損害金を徴収する案件はありません。 以前の年度に発生していると考えられる遅延損害金については、徴収や放棄を行わず、測定もしないこととしました。これにより、実質的に放棄をしたのと同じこととなります。	措置等を講じた	保険年金課	市民生活部	保険年金課	324